

富士山森林認証グループ 富士宮市森林管理方針書 別紙一覧

別紙1 モニタリング調査実施要領

別紙2 地拵え仕様書

別紙3 植栽（新植・補植）仕様書

別紙4 下刈り仕様書

別紙5 保育間伐仕様書

別紙6 利用間伐仕様書

別紙7 枝打ち仕様書

別紙8 素材生産仕様書

別紙9 森林作業道仕様書

別紙10 林野火災予防マニュアル

別紙11 富士宮市利害関係者リスト

以下、「富士山森林認証グループ」森林管理方針書別紙マニュアル、
リスト、基準書、実施要領に準ずる。



ふやそう富士山の認証森林!!! 富士宮市

モニタリング調査実施要領

「富士山森林認証グループ」森林管理方針書別紙要領に基づき、下記事項に留意して業務を実施すること。

1 調査の目的

この調査は、森林経営計画で定めた目標と実際の結果との差異を把握し、それに基づき、計画や実施方法の改善に努めるとともに、林内環境や病虫獣害、不法投棄等を把握するために行う。

2 実施内容

以下の3項目について、モニタリング調査を実施する。

(ア) 作業完了時のモニタリング

- ① 現場の作業が完了した際に、現場責任者は「作業完了時モニタリング様式」（様式-1）を用いて、現地の調査・評価を行い管理担当者へ様式の提出と報告を行う。
- ② 必要に応じて写真を撮影し、位置情報やその他の記録を保存する。

(イ) 市有林看視

- ① 毎月の市有林パトロールの際に、市有林看視員は「市有林巡視簿」（様式-2）を用いて林道・林内の状況等を調査し管理責任者へ報告する。
また、台風等による被害は「市有林緊急時被害報告」（様式-4）を用いて被害状況等を管理責任者へ報告する。
- ② 必要に応じて写真を撮影し、位置情報やその他の記録を保存する。

(ウ) 定点調査

- ① 齢級別プロットを数ヶ所指定し、1年1カ所の割合で立木の成長量の測定や下層植生の状況等を記録し保存する。
- ② 必要に応じて写真を撮影し、位置情報やその他の記録を保存する。

地拵え仕様書

「富士山森林認証グループ」森林管理方針書別紙マニュアル・基準書に基づき、下記事項に留意して業務を実施すること。

- 1 地拵えは全刈りとする。
- 2 笹、雑草等は地際より丁寧に刈払い、立木及びかん木は監督員等の指定したもの以外は全部伐倒すること。
- 3 刈払い、伐倒した雑草木及び枝条等は筋条に概ね幅1.5m以内、長さ20m程度をひとつの固まりとして集積するか、林内の谷筋の植栽不適地に巻落すこととし後の植栽、防護柵設置、保育事業等の支障のないようにすること。
- 4 崩壊地及びそのおそれのある個所については、周辺の立木は林地保護を考慮し、伐採の適否を監督員等と協議して実施すること。
- 5 広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと。
- 6 モニタリング調査実施要領に基づき、完了時のモニタリングを実施すること。
- 7 その他必要な事項は、監督員等の指示を受けなければならない。

植栽（新植・補植）仕様書

「富士山森林認証グループ」森林管理方針書別紙マニュアル・基準書に基づき、下記事項に留意して業務を実施すること。

1 苗木

- (1) 苗木は、静岡県種苗委員会で認めた系統確認苗木を使用すること。
- (2) 苗木は、設計図書で定められた規格以上のもので、色沢がよく、枝条及び根茎（細根、根毛等）が充実するとともに、病害虫の付着及び損傷がないなど、林齢相応によく発育し、均整のとれたものでなければならない。
- (3) 苗木は、あらかじめ植出しに耐えられるよう、移植又は根回しをした細根の多いものとする。
- (4) 苗木は、現場への搬入前及び搬入後に監督員等が確認をしたものでなければならない。

2 植栽

- (1) 植栽方法は原則として正方形植とする。
- (2) 仮植地より所要数の苗木を掘り取り、必ず「こも包み」等として植栽地に運ぶこと。掘り取りにあたっては、枝を損傷しないよう丁寧に取扱うとともに翌日中に植え付けなければならない。
- (3) 仮植地において、衰弱、損傷又は病害虫に起因して、植栽後良好な生育の見込みのない苗木は、植え付けてはならない。また、これらの苗木は数量を確認のうえ監督員等に協議し、その指示により処置しなければならない。
- (4) 植栽地における仮植は、沢又は山腹の日陰とし、上部より「こも」等で覆い、風及び日光にさらさないこと。
- (5) 苗木は乾燥を防止し、特に根は風及び日光にさらさないこと。
- (6) 植付けは尾根筋に行い箇所より開始すること。
- (7) 植付けは極端な乾燥又は雨天が続くなど、植付け後の活着が危ぶまれる場合には作業を中止し監督員等に報告しなければならない。
- (8) 道路あるいは巡視歩道の側面は1 m離し、障害物のあるときはなるべく等高線の

方向に移動して植付けること。

- (9) 植穴は地被物を取り除き径30cm以上、深さ25cm以上掘り、根を四方に広げ山側の表土（腐食土）を切りくずし、覆土し植付けること。
- (10) 植付け後は、よく固めた後、根際を枝条等で覆っておくこと。
- (11) 植付け後、苗木の整枝又は養生のため剪定等の必要がある場合は、監督員等に協議しその指示を受けて、「ふところ枝」、「あまり枝」、「からみ枝」等の剪定及びその他の必要な手入れを行わなければならない。

3 補 植

- (1) 補植にあたっては、設計図書及び監督員等の指示によるものとし、枯損又は損傷の著しい苗木の横に植替えるものとする。苗間、列間が不明瞭なものは距離を測り適正な位置に植え付けるものとする。ただし、重機転圧箇所や湧水、岩石地等植栽不適箇所においては、監督員等の指示により補植しないこととする。
- (2) 枯損した苗木については抜取り、下刈り等の支障とならないように処理する。
- (3) 仮植、植付け等は、2植栽に準じて行わなければならない。

4 モニタリング調査実施要領に基づき、完了時のモニタリングを実施すること。

5 その他必要な事項は、監督員等の指示を受けなければならない。

下刈り仕様書

「富士山森林認証グループ」森林管理方針書別紙マニュアル・基準書に基づき、下記事項に留意して業務を実施すること。

- 1 刈払いは設計図書に基づき、全刈り・坪刈りとする。
- 2 植林地内に生じている雑草や木竹等、苗木の生育に支障となる地表物は地際より丁寧に刈払うこと。
- 3 下刈り作業中、植栽木を損傷しないように注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには植栽木の根元に鎌、機械の刃部が向かないように、植栽木に対して外側に向けて刈払わなければならない。
- 4 苗木に巻きついたつる類は地上1 mで切断し、植栽木の梢部を損傷しないよう取除くこと。
- 5 刈払いをした雑草、木竹等は苗木を覆わないようにして地上に敷くこと。
- 6 道路又は防火線等に散在する刈払い物は取り除くこと。
- 7 筋刈にあつては植栽木を中心として幅120 cm以上を刈払うこと。
ただし、区域外といえども植栽木を害する枝等はすべて刈払うこと。
- 8 マツ・モミ等の天然木は植栽木の生育に支障を及ぼすと認められるときはこれを刈払うこと。
- 9 防護柵付近の刈り払いは防護柵を損傷しないようナイロンカッターを使用するか若しくは鎌を併用すること。
- 10 モニタリング調査実施要領に基づき、完了時のモニタリングを実施すること。
- 11 その他必要な事項は、監督員等の指示を受けなければならない。

保育間伐仕様書

「富士山森林認証グループ」森林管理方針書別紙マニュアル・基準書に基づき、下記事項に留意して業務を実施すること。

- 1 間伐の実施については、設計図書により間伐率及び保育・利用間伐を指示し、目的に応じた選木の方法で行うこと。
- 2 防風、崩かい防止のため必要と思われるものは、植栽木、雑木を問わず保存すること。
- 3 急傾斜地や谷筋等については、生物多様性の保全や水土保持に配慮し、標準地より強めの間伐率とし、天然保護樹帯への更新を図る。
- 4 有用広葉樹については、将来的に育成目的樹種の生育の支障とならないと見込める場合は、残存させるものとする。
- 5 伐倒木により林内経路、防火線等の機能を阻害しないよう十分注意すること。
- 6 つる類が、残存木に巻付いている場合必ず切断すること。
- 7 モニタリング調査実施要領に基づき、完了時のモニタリングを実施すること。
- 8 その他必要な事項は、監督員等の指示を受けなければならない。

利用間伐仕様書

「富士山森林認証グループ」森林管理方針書別紙マニュアル・基準書に基づき、下記事項に留意して業務を実施すること。

- 1 間伐の実施については、設計図書により間伐率及び保育・利用間伐を指示し、目的に応じた選木の方法で行うこと。
- 2 利用間伐は、設計図書により定性間伐・列状間伐・中層間伐を指示し、目的に応じた選木伐倒すること。ただし、防風、崩かい防止のため必要と思われるものは、植栽木、雑木を問わず保存する。
- 3 列状間伐は3残1伐を標準とし、定められた伐採列の立木をすべて伐採する。
ただし、植栽列が判明しない場合は、原則として、他の植栽列の判明する箇所の間隔を基準として決めるものとする。
- 4 中層間伐は10本中2本（標準）を将来木と決め、その将来木に影響を与えている生産性のある木を選木伐採する。
- 5 急傾斜地や谷筋等については、生物多様性の保全や水土保持に配慮し、標準地より強めの間伐率とし、天然保護樹帯への更新を図る。
- 6 有用広葉樹については、将来的に育成目的樹種の生育の支障とならないと見込める場合は、残存させるものとする。
- 7 伐倒木を後続作業の支障とならない箇所に集積するほか、集積困難なものについては、できるだけ等高線に平行に残置すること。
- 8 伐倒木により林内経路、防火線等の機能を阻害しないよう十分注意すること。
- 9 つる類が、残存木に巻付いている場合必ず切断すること。
- 10 モニタリング調査実施要領に基づき、完了時のモニタリングを実施すること。
- 11 その他必要な事項は、監督員等の指示を受けなければならない。

枝打ち仕様書

「富士山森林認証グループ」森林管理方針書別紙マニュアル・基準書に基づき、下記事項に留意して業務を実施すること。

- 1 枝打ちの実施については、設計図書により地上高及び枝打ち高をを原則として、力枝以下の枝条とし、枯枝も丁寧に除去すること。
- 2 枝打ち用具は原則として枝打ち用の鉋又は枝打ち用ノコギリとし、太枝については枝打ち用ノコギリを使用すること。
- 3 枝の範囲は設計幹に接して出来るだけ低く且つ平滑に切ること。
- 4 作業にあたっては、切り口の樹皮を剥かぬよう、かつ切りかけを残さぬよう注意すること。
- 5 つる類が樹幹に巻き付いている場合は、切断除去すること。
- 6 枝打ち後の枝条は、今後の保育作業の障害及び降雨時の流出によって災害の原因とならないように、実施区域内で安定した状態で処理しなければならない。
また、枝打ち後の枝条は林外に出さないよう注意すること。
- 7 枝打ち対象木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること。
- 8 モニタリング調査実施要領に基づき、完了時のモニタリンを実施すること。
- 9 その他必要な事項は、監督員等の指示を受けなければならない。

素材生産仕様書

「富士山森林認証グループ」森林管理方針書別紙マニュアル・基準書に基づき、下記事項に留意して業務を実施すること。

1 造材

- (1) 造材にあたっては、材の大小、長短、曲直、その他素材としての品質に影響する欠点を充分精査して、造林寸法を決めなければならない。
- (2) 造材は監督員等の指示によるほか、木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること。
- (3) 造材の剥皮は監督員等の指示によること。
- (4) 造材寸法は原則として4 mもしくは3 mとするが、余尺等採材の詳細については別途監督員等の指示によること。

2 車両による集材運材

- (1) 集材は設計図書に示された搬出材積以上行わなければならない。
- (2) 運材にあたっては、素材を損傷しないよう注意しなければならない。
- (3) 設計図書に定められた機械以外で実施するときには、あらかじめ監督員等と協議すること。
- (4) 作業上やむを得ず生じた支障木、損傷木については、監督員等の承認をうけた後に伐倒し、利用可能なものについては、その指示により伐倒搬出しなければならない。
- (5) 林内に放置する伐採木については、幹材部が地表面に接するよう安定させ、必要に応じて枝払い、玉切り等を行わなければならない。また、玉切り材の転落のおそれがないか十分に確認すること。
- (6) 素材の積込みは、監督員等又は別途市が指定する者の指示を受け、素材の種類及び数量を確認して行わなければならない。
- (7) 素材の種類等区分されている場合は、積込み、荷卸しの際、混合しないよう取扱わなければならない。
- (8) 集材用の森林作業道はあらかじめ監督員等と協議したうえで設置し、林地の保全

に努めなければならない。

- (9) 車輛、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。
- (10) 搬出の際、林道、その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮すること。
- (11) 車輛の不必要なアイドリングは行わないこと。
- (12) 過積載には十分に注意すること。

3 土場桧積

- (1) 桧積は樹種別、材長別、径級別（小丸太、中丸太以上）に監督員等の指示する場所に検知に便利な形態に桧積すること。
- (2) 桧積は原則として末口、元口をそれぞれ一方に揃えて桧積しなければならない。
- (3) 静岡県森林組合連合会等以外の搬入先で素材生産量が確認できない素材については土場にて検知するものとする。その際、検知は用材の日本農林規格による方法で行う。

4 素材生産量

本業務の素材生産量は、静岡県森林組合連合会及び素材検知による出材量をもって確定材積とし、完了業務量とする。

5 その他

富士宮市産業振興部・農業政策課が管轄する森林は全て認証森林であるため、管理及び作業委託場所が非認証森林と混同することはないが、作業時期が隣接する認証森林と非認証森林で重なる場合等は土場を分けて混同を避けたり、やむを得ず土場を共有する場合は認証桧と非認証桧を明確に分けて管理する。

森林作業道仕様書

「富士山森林認証グループ」森林管理方針書別紙マニュアル・基準書に基づき、下記事項に留意して業務を実施すること。

- 1 水源かん養機能を兼ねた森林作業道を目的とし、森林の保育・管理のために林業用車両が使用する簡易で丈夫な道路施設とする。
- 2 浸透柵・暗渠排水管の設置は設計図書に基づき、雨水対策に最大の効果をあげるよう勤め、現地の状況により、施工上これにより難しい場合は、監督員等と協議のうえ決定する。
- 3 路体断面については横断図を標準とし、山地からの雨水は路体山側の自然側溝に導く。
- 4 その他設計図書に定めのないものについては、監督員等と協議のうえ決定する。
- 5 本業務大要の森林作業道延長は成果延長をもって完了延長とする。
- 6 モニタリング調査実施要領に基づき、完了時のモニタリングを実施すること。
- 7 その他必要な事項は、監督員等の指示を受けなければならない。

林野火災予防マニュアル

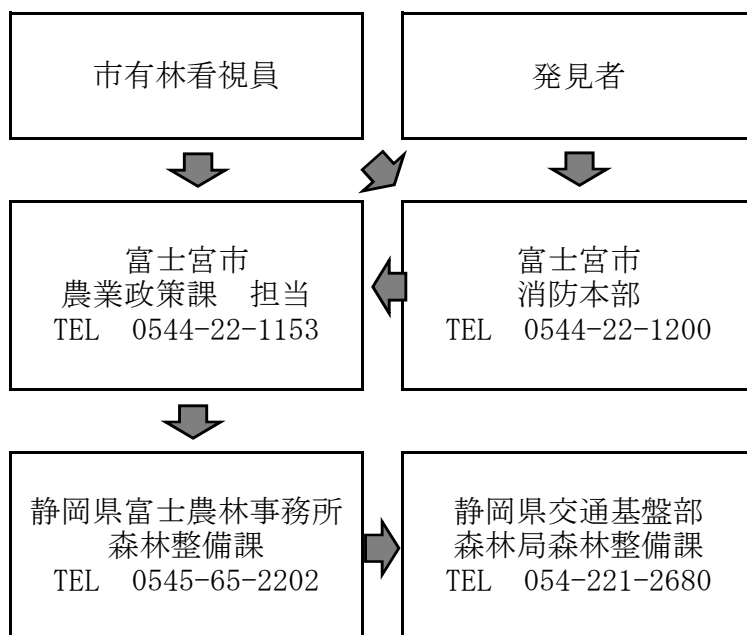
「富士山森林認証グループ」森林管理方針書別紙マニュアル・基準書に基づき、下記事項に留意して業務を実施すること。

1 事業現場での対応

- ① 火気を使用する場合は、業務中の火災予防のため火気の使用場所及び日時、消火設備などを業務計画書に記載する。
- ② 喫煙場所の指定や燃料・オイルなどの可燃物の周辺での火気の使用を禁止する旨を表示し、周辺の整理に努める。
- ③ 伐開除根、掘削等で発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
- ④ 入山者やドライバーの通行が多いところには「山火事注意」等の啓発看板を設置し、火の元の後始末を周知する。

2 訓練及び関連機関との協力・連絡体制

《林野火災緊急連絡網》



<連絡事項>

- ・火災発生場所
- ・安全は確保できているか
- ・被害状況(規模)
- ・付近に車や人はいないか
- ・集落はないか
- ・その他

富士宮市利害関係者リスト

(住所、連絡先は任期終了時に順次交代する利害関係者は記さない。)

項目	利害関係者	住所	連絡先
森林関係全般	静岡県森林組合連合会	静岡市葵区追手町9-6	054-253-0195
	富士森林組合	富士宮市下条1073	0544-59-2648
	富士市森林組合	富士市大淵6979-5	0545-35-5339
災害・事故関係	富士宮警察署	富士宮市城北町160	0544-22-0110
	富士宮消防本部	富士宮市弓沢町150	0544-22-1198
	富士宮市立病院	富士宮市錦町3-1	0544-27-3151
行政関係全般	林野庁関東森林管理局 静岡森林管理署(国)	静岡市葵区駿府町1-120	054-254-3401
	〃 富士宮総合事務所	富士宮市北町1-5	0544-27-2494
	静岡県(保安林関係)	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2655
	〃 富士農林事務所 (森林整備課)	富士市本市場441-1	0545-65-2202
市内財産区関係	北山財産区(市北山出張所)	富士宮市北山1584-1	0544-58-1002
	上井出・猪之頭・根原財 産区(市上井出出張所)	富士宮市上井出631	0544-54-0003
	白糸財産区(市白糸出張所)	富士宮市原1113	0544-54-0004
御殿場市小山町内財 産区関係	玉穂財産区	御殿場市茱萸沢750	0550-89-0161
	印野財産区	御殿場市印野1710	0550-89-0249
	原里財産区	御殿場市市川島田1308	0550-89-0160
	(一般) 御殿場愛郷報徳社	御殿場市仁杉255-2	0550-89-4136
	(一般) 高根愛郷会	御殿場市市塚原821	0550-83-6154
	(一般) 中畑愛郷会	御殿場市中畑106-3	0550-89-4402
	(一般) 竈報徳社	御殿場市竈152	0550-83-6822
会社関係	日本製紙木材株式会社	東京都千代田区神田駿河台4-6	03-6665-7500
	〃 富士営業所	富士市横割5-13-11	0545-30-8333
自然環境保全活動団 体	富士宮自然観察の会 代表者 仁藤 浪(32名)		
	芝川ギフチョウ保護の会 会長 長谷川 義教(36名)		